



新たに狩猟免許を取得する際は

# 高知市新規狩猟者確保事業

をご活用ください!



高知市では、有害鳥獣による農林水産業への被害の軽減を図るため、有害鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者を確保することを目的とした『高知市新規狩猟者確保事業』を設けております。

これは、狩猟免許取得試験の前に一般社団法人高知県猟友会が実施する初心者講習会の受講費用、狩猟免許の申請に必要な診断書の取得に係る費用及び猟銃所持許可の申請の際に必要な射撃教習の受講費用を補助するもので、詳細は以下のとおりです。

## 補助金額

- ① 高知県猟友会が実施する初心者講習会の受講に要した費用 10,000円
- ② 狩猟免許の申請に必要な診断書の取得に要した費用 2,000円
- ③ 猟銃所持許可の申請に係る射撃教習の受講に要した費用 37,000円

※金額は補助する額の上限額

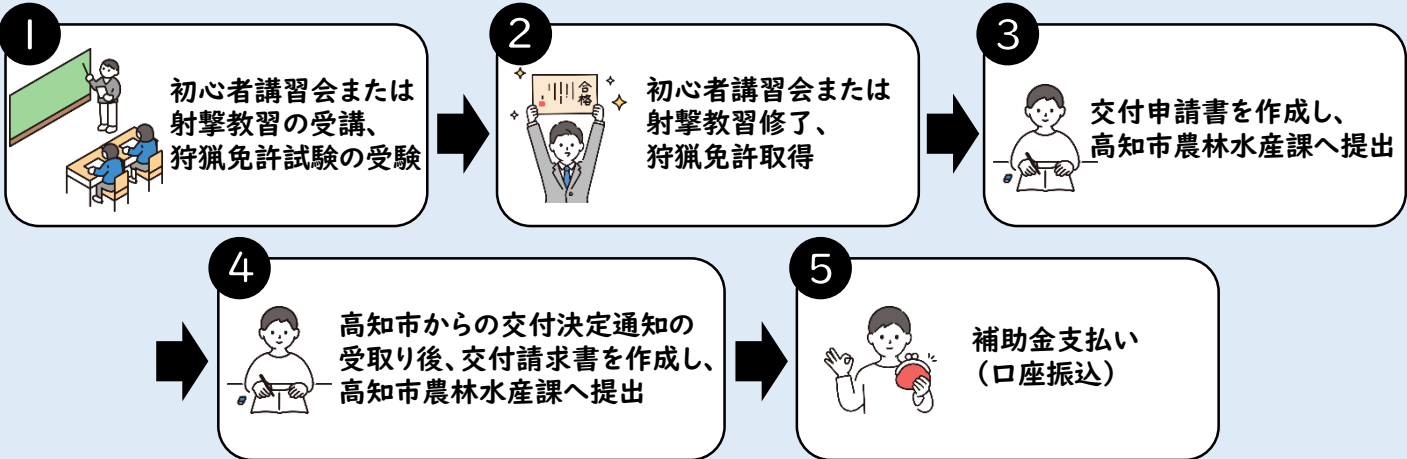
## 補助対象者

令和8年4月から令和9年3月までに、狩猟免許を取得しようとする方、または、猟銃所持許可を受けようとする方で、次の全てに該当していること。

- ① 高知市内に在住する方（高知市に住民登録がある方）
- ② 本市が実施する有害鳥獣の捕獲に従事又は協力する旨の確認がとれた方
- ③ 初心者講習会受講後に行われる狩猟免許試験にはじめて合格した方、もしくは銃所持許可の申請に係る射撃教習をはじめて修了された方
- ④ 県税及び市税等の滞納が無い方

## 申請の流れ

狩猟免許取得後もしくは射撃教習修了後、補助金交付申請書に必要な書類を添えて高知市農林水産課へご提出ください。



交付申請の際は、交付申請書に加えて下記の書類をご提出ください。（※印の書類は、写し（コピー）の提出で可）

### 狩猟免許を取得する場合

- ・ 狩猟免許の写し
- ・ 初心者講習会受講費用の領収書※
- ・ 診断書の取得に係る費用を申請される場合は、診断書料の領収書※

### 猟銃所持許可を取得する場合

- ・ 射撃教習受講費用の領収書※
- ・ 射撃教習の修了証明書※

- ・ 県税、市税等に滞納がないことを証明する書類（納税義務がない場合は、所定の申立書）
- ☆ 県税・市税それぞれの証明書を以下の場所で取得し、提出してください。（発行手数料は、自己負担となります）
- 【県税】県庁西庁舎1階 中央西県税事務所
- 【市税】市役所本庁舎2階 資産税課 税務証明係

書類ご提出・お問合せ先：高知市農林水産部農林水産課 担当：中村・岡澤  
住所：高知市本町5丁目1-45（第二庁舎 2階） 電話：088-823-9458